

平成29年 第11回 定例教育委員会 会議録

招集日時		平成２９年１１月１５日　午後６時３０分							
開会日時		平成２９年１１月１５日　午後６時３０分							
閉会日時		平成２９年１１月１５日　午後７時４５分							
開催場所		ふじみ野市役所第二庁舎３階　Ｂ３０１会議室							
教　育　長		朝　倉　　　孝							
委 員 出 席 状 況	席番	氏　　名	出席別	説明のため出席した者					
	１	富田信太郎	出	教　育　部　長　土屋　浩	出	副参事兼社会教育課長　佐藤龍司	出		
	２	塩野　好一	出	学校教育管理監　朝倉美由紀	出	主幹兼大井図書館長　宮井さゆり	出		
	３	山城いづみ	出	副参事兼教育総務課長　皆川恒晴	出	主幹兼大井中央公民館長　岩崎明央	出		
	４	伊藤　英夫	出	学校教育課長　榎本　崇	出	主幹兼上福岡歴史民俗資料館長　橋本鶴人	出		
				学校給食課長　小林　清	出	主幹兼あおぞら学校給食センター所長　岡田　彰	出		
書　　記		教育総務課主事補　宮原健太郎		傍聴人数		０人			
会　　議　　概　　要									
議　　事　　等									
第２７号議案「ふじみ野市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正することについて」（可決）									
報告事項「支払督促の申立てについて」（承認）									
報告事項「専決処理に関する報告について（平成２９年度一般会計補正予算（第４号）案について）」（承認）									
（１８時３０分）		○開会の宣告							
教育長		ただ今から、平成２９年第１１回定例教育委員会会議を開催いたします。							
		○会議録の承認							
教育長		まず始めに、前回定例会会議録の承認についてです。							
		事前に委員の皆様にお配りしておりますが、何か確認事項等はございますか。							
各委員		（確認事項なし）							

教育長 各委員 教育長	特にないようですので、この内容で承認してよろしいでしょうか。 (異議なし) それでは、会議録につきましては、この内容で承認いたします。 後ほど、委員の皆様の御署名をお願いします。
教育長	○教育長からの報告 次に、報告をさせていただきます。 １ 台風２１号の被害及び対応について 先月２２日の台風２１号によりまして、市内全ての学校が翌日の月曜日は、臨時休校とさせていただきました。 その台風によって、特に葦原中学校、元福小学校は、元福岡地区の内水によって被害を受けまして、元福小学校は床下浸水、葦原中学校は、床上浸水になりました。美術室が特にひどい状況で、床においてあった作品等も濡れてしまいました。あるいは中庭に置いてあったエアコンの室外機も壊れてしまい、現在修繕しているところです。 葦原中学校も元福小学校も体育倉庫の中にあった石灰が水に濡れてしまって使用不能になってしまいました。 葦原中学校では、大きなマットなどにも被害が出ております。 教育に支障がないように早急に購入等を計画しているところです。 ２ 市民文化祭について １０月２２日は市内の文化祭のオープニングの日でございました。 上福岡公民館ではミュージックフェスティバルが行われる予定でした。 また大井中央公民館でも子供達を中心とした子供祭りの予定がありましたが、万が一のことを考えまして、大きな台風ということで中止といたしました。 上福岡公民館のミュージックフェスティバルですが、２２日の午後２時から行う予定でしたが、元福岡地区の住民の皆さんが、避難準備が出ていましたので２２世帯３７名の方が公民館に移動されてきている。公民館に避難されてきている方の横でミュージックフェスティバルを開くのも、住民の皆さんのお気持ちを考えて中止とさせていただきました。それ以降の市民文化祭、大井の方も、上福岡の方も支障なく行われています。

各委員 教育長	私も１１月３日に大井中央公民館、上福岡公民館、西公民館のそれぞれのブースを回らせていただいて、御挨拶させていただきました。 また、大井図書館では、資料室の特別公開をしていたので、視察させていただきました。順調に文化祭等も開催されているということで御報告をさせていただきます。 以上、報告させていただきましたが、確認事項等がございますでしょうか。 (確認事項なし) よろしいでしょうか。
教育長	○本日の議事 それでは議事に入ります。本会議に提案させていただいた議事の件数は、議案１件、報告事項２件です。
教育長 教育部長	○提案理由の説明 では、教育部長から議案の提案理由をお願いします。 (議案書に基づき提案理由を説明)
教育長 教育総務課長	○第２７号議案 はじめに、第２７号議案「ふじみ野市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正することについて」を議題といたします。 本議案の説明を教育総務課長よりお願いします。 教育総務課、皆川です。よろしくお願いいたします。 第２７号議案、ふじみ野市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部改正について、内容を御説明いたします。 議案を４枚めくっていただきまして、新旧対照表を御覧ください。 右側の欄が現行、左側の欄が改正案でございます。 主な改正点を申し上げます。 現行の様式第１号には、保護者と生徒の性別を丸で囲んでいただくようになっていますが、これを削り、今まで記載がなかった「生年月日」という字句に改めます。

	市では、性的少数者（L G B T）への配慮から申請書等の性別記入欄の全庁的な見直しを行いました。 「性別の記入が不可欠な場合以外は、これを削る」という基準に照らし、入学準備金・奨学金貸付申請書の性別欄を削ります。 次、現行の様式第１号の下３行を次のページの改正案のように改めます。 現行の内容は、入学準備金・奨学金の貸付決定の際に申請者の住民票や課税台帳を閲覧することに同意していただくものです。 貸し付けた後、返済開始以降、返済が滞る場合があります。 そのようなとき、場合によってはその方の給与を差し押さえることもせざるを得ません。 勤務先等の最新の情報を把握することができるよう「なお書き」を加えます。 次のページ、様式第２号を御覧ください。 性別欄を削ることは、様式第１号と同様です。 「在学・出身学校」を記入する箇所を「在学」と「既卒」としたのは、現行の記入欄が分かりづらく誤記入が多いため改正するものであり、記入していただく内容は変わりません。 「入学年月」の「４」を削るのは、９月入学の場合もあり得るためです。 ９月入学の増加は、主に留学生の増加によるものであり、本市の入学準備金・奨学金の貸付対象となる方が９月に入学するケースは少ないかもしれませんが、入学は４月に限定されるものではないため削ります。 説明は以上です。御審議よろしく願いいたします。
教育長	この案件について、各委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。
各委員	（質疑なし）
教育長	質問がないようですので、お諮りします。 第２７号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	（全員賛成）
教育長	賛成総員と認め、第２７号議案は、原案のとおり決定いたします。

教育長 教育総務課長	○報告事項 次に、報告事項、支払督促の申立てについて、教育総務課長より報告をお願いします。 報告事項、支払督促の申立てについて内容を御説明いたします。 説明は３点に絞って行います。 １点目は「支払督促とは何か」について、２点目は「支払督促の手続の流れ」について、３点目は「訴訟手続移行予告通知を送付した者」についてです。 では、１点目の「支払督促とは何か」について御説明いたします。 資料の１ページを御覧ください。 「学校給食費などの私債権の滞納者に対し財産を差し押さえる場合には、裁判所への手続で『債務名義』を取得しなければなりません。 『債務名義』とは、確定判決と同様、強制執行ができることとなる文書のことです。そして、その債務名義を取得した上で裁判所の力を借りて差押えをすることになります」とあります。 冒頭に「私債権」という言葉が出てきましたが、債権を分類すると、まず大きく「公債権」と「私債権」に分かれます。「公債権」は更に「強制徴収公債権」と「非強制徴収公債権」とに分かれます。 市民税、固定資産税といった税と、入学準備金や学校給食費を比較すると分かりやすいのですが、税は強制徴収公債権です。したがって、裁判所の手続を必要とせずに行政自らが強制徴収する権限を持っています。 これに対し、入学準備金や学校給食費は私債権です。私債権は強制徴収することができません。そこで、税と同じように差押え等の強制執行するためには『債務名義』を取得する必要がある、そのための方法が支払督促であるということです。 次に、２点目の「支払督促の手続の流れ」について御説明いたします。 資料１ページの下から２行目、「所管課より対象者宛てに訴訟手続移行予告通知を送付」とあります。 この訴訟手続移行予告通知は、資料の５ページを御覧ください。 納付期限までに納付されない場合は、裁判手続による請求に移行することや、裁判所の判断により財産や給与の差押えを行うことを予め通知する
--------------------------	--

ものです。

再び資料 1 ページに戻っていただきますと、この予告通知の発送時期は 1 1 月上旬となっています。実際には 9 日に既に送付したところです。

1 2 月上旬に川越簡易裁判所に支払督促申立書を提出しますが、それまでの間に、本日、教育委員会会議において教育委員の皆様に御報告し、今月下旬には議会にも御報告する予定です。

簡易裁判所に申立書を提出した後の流れは、資料の 3 ページを御覧ください。

相手方が支払督促を受領した後、全額納付していただければその時点で終了です。

一番右側の列に「異議申立て」がありますが、これには 2 種類あります。

一つは「分割納付したいので、一括[・]弁[・]済[・]の督促には異議がある」というものです。この場合は、債務者が返済する意思を見せたことから、市としては通常訴訟に進まず支払督促を取り下げることを選択肢の一つとなります。

もう一つの異議申立ては、相手方が、例えば「そもそも債務が存在しない」と主張するような場合ですが、入学準備金や学校給食費に係る債務が存在しないと主張することにはかなり無理があるので、このような異議申立てにより通常訴訟に進むことは考えにくいと思います。

裁判所が仮執行宣言付支払督促を発付し、債務者が受領してから 2 週間以内に異議申立てがない場合、市は債務名義を取得し強制執行ができることとなります。

市としては、支払督促の申立てをする前の移行予告通知を送付した段階や、申立て後に裁判所が支払督促を発付した段階で債務者が返済する姿勢を見せて、そして実際に返済していただくことを促したいのであって、訴訟をしたい訳ではありません。

以上が支払督促申立ての手の続の流れです。

最後に 3 点目の「訴訟手続移行予告通知を送付した者」について御説明いたします。

本日追加配布しました A 4 横向きの資料を御覧ください。

入学準備金が 5 件、学校給食費が 1 件、合わせて 6 件です。

上から順にみていきますと、平成18年度に貸し付けた入学準備金が21万6千円残っている人がいます。この方は、今日9日に予告通知を発送したところ電話をくださいました。

既に6千円ずつの分割納付にしていますが、これを5千円ずつに分割し直してほしいとのことでした。

返済の姿勢を見せたことから、今回は支払督促の申立てを見送り、返済状況を見たいと考えています。

次のケース2-1と2-2は同一人物です。返済の意思が感じられなかったため支払督促の申立てをしたいと考えています。

次のケース3は「借りた覚えがない」とのことですので、ぜひ思い出していただくためにも支払督促の申立てをしたいと考えています。

次のケース4は30万円を借りて一度も返済していない方です。

住民票を移さないまま他の場所に住むなど、悪質といえそうです。

債務者の住民票がある場所は空家のような状態になっていますが、その場所しか手がかりがないため、私達はその場所を訪問し不在通知を置いて来ます。債務者は時々そこに郵便物を取りに来ていると思われるので、私達が置いてきた不在通知を見ているはずです。

不在通知には「教育委員会に連絡してください」と書いてありますが、連絡をいただいたことはありません。返済の意思が無いものと判断し、支払督促の申立てをしたいと考えています。

最後のケース5は学校給食費です。

こちらでも返済の意思が無いものと判断し、支払督促の申立てをしたいと考えています。

教育委員会としては、返済する意思はあるものの経済的な理由等により返済することが困難な方には、分納をお願いするなど相手方に寄り添った対応をします。

しかし、返済する意思が見られないと判断した場合は、やむを得ず法的手段も使います。

まじめに返済している人が損をし、返済しない人が逃げ得しないよう、公平性を確保することを肝に銘じながら徴収に当たっていきます。

以上が訴訟手続移行予告通知を送付した者についてです。

教育長	支払督促についての説明は以上です。 よろしくお願いいたします。 先程の強制債権、税のようなものと、今回の給食費、入学準備金等のような私債権の大きな区別の違いは、私債権の場合は、双方合意の下でのいわゆる契約行為のような内容だから、強制債権と私債権に分かれるという解釈でよろしいでしょうか。
教育総務課長	一方が行政といっても、公権力の行使ではなくて、民・民と同じ扱いとなります。債権の消滅時効についても、入学準備金や奨学金は、民法第167条の一般的な債権の消滅時効の規定により10年となっています。 給食費については民法第173条の第3号で2年間となっております。 一方が行政だからといって特別な関係ではなく、民・民と同じ扱いになります。 補足させていただきますと、連絡が取れて少しでも返していただける方や、ケース1のように既に分割している方が、分割し直してほしいと申し出るなど、接触できた方には、現在市に対して債務がいくら存在することを承認しますというのを一筆もらっています。 振り込みせずに10年経ってしまうと時効を援用されかねません。 もし、10年経ってしまったても債務が存在することを承認した場合は、時効が中断されるので、接触することができた段階で債務が存在することを承認するというのもやっております。
教育長 塩野委員	追加の報告がありましたが、いかがでしょうか。 貸付年度は平成23年度が最後でしょうか。これ以降はないのでしょうか。
教育総務課長	ケース4の方は、平成23年度に貸して、入学準備金なので、一括でお貸ししました。入学準備金は、貸した翌月から25回以内で返していただくのですが、1度も返済されていないです。 貸し付け年度は平成23年で平成24年1月から返済が始まっていますが、貸し付けたのは平成23年度になります。
塩野委員	平成23年度以降に貸し付けをした方で、督促に当たる方はいないということでしょうか。
教育総務課長	返済が滞っている方は、他にもたくさんいますが、支払督促を市がやる

教育長 各委員 教育長 各委員 教育長	のは初めてで、今回は入学準備金 5 件、給食費 1 件を対象にしました。 これ以降も返済の意思が見られない場合は、順次支払督促をかけるという ことでやっていきます。実際はもっとたくさんいらっしゃいます。 悪質なもののの中から上位をとってということですね。 ほかに御質問はございますか。 (質疑なし) 報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。 (異議なし) それでは、報告の内容のとおり了承いたします。
教育長 教育総務課長	○報告事項 次に、平成 29 年度一般会計補正予算第 4 号案に係る専決処理の報告に ついて、教育総務課長より報告をお願いします。 専決処理しました、教育委員会分の平成 29 年度ふじみ野市一般会計補 正予算第 4 号案について御報告いたします。 12 月に開催予定のふじみ野市議会第 4 回定例会に提出します一般会計 補正予算第 4 号について、各課の見積額を申し上げます。 資料の 1 ページを御覧ください。 教育総務課の今回の補正は、小中学校に出退勤管理システムを導入する 費用です。 本年 8 月 29 日に文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会の初等 中等教育分科会に設置されました「学校における働き方改革特別部会」が、 「学校における働き方改革に係る緊急提言」を発表しました。 緊急提言は 3 項目あり、その 1 点目として「校長及び教育委員会は学校 において『勤務時間』を意識した働き方を進めること」とあります。 「校務支援システムなど I C T を活用して出退勤時刻を記録している学 校は未だ限定的である」と指摘した上で「服務監督権者である教育委員会 は、自己申告方式ではなく I C T などにより勤務時間を客観的に把握し、 集計するシステムが直ちに構築されるよう努めること」を提言しています。 この提言を受け、小中学校全校に出退勤管理システムを導入するための 予算です。

教育長	当初予算には計上していませんでしたが、８月下旬に出された緊急提言を受けて補正するものでございます。 補正額は、小中合わせて１０２万５千円です。 需用費は、株式会社データプロセスの「打刻ちゃん」というシステム、付属品であるＩＣカードリーダー、教職員に貸与するＩＣカードの購入に係る費用であり、委託料は、既存のパソコンにシステムをインストールする費用です。 次のページ、２ページは学校給食課の補正予算です。 旧上福岡学校給食センターの解体工事費用１億３，９５３万６千円です。 解体工事は、来年の３月から８月末までの予定です。 解体後の跡地の一部を上野台小学校の敷地とし、そこに校舎を増築することについて、現在、市長部局と折衝中です。 次、３ページを御覧ください。 学校教育課の債務負担行為設定見積です。 小学校の英語活動助手及び中学校の英語指導助手（ＡＬＴ）の契約は、平成２８年度から平成３０年度の３年間であり、ここで平成３０年度分の債務負担行為を設定するものです。 なお、お手元の資料では限度額が２，３７２万２千円となっております。これはＡＬＴ１９人分で見積もったものですが、査定の結果、１７人分１，７６０万１千円となっております。 一般会計補正予算第４号に関する御報告は以上です。 よろしくお願いいたします。 先程の出退勤管理システムについては、教職員の勤務の管理が課題になっていまして、現在は出勤簿に捺印しているだけなので、何時に出勤して、何時に退勤しているか全く残らないので、それを正確にしていこうと思います。 その上で、教職員の働き方、特に中学校においては部活動も含めてかなり恒常的な時間外勤務が続いていますので、そちらの管理をこれからしていくということにつきまして、管理システムができるから変わっていくのではなくて、働き方の改革を進めていくという背景がない限り記録するだけでは意味がないので、部活動のあり方、小学校での校務の支援システム
------------	---

	のあり方も含めて働き方改革の委員会を立ち上げまして、それと同時進行という形で教職員の働き方の適正化を図っていく予定になっています。 その第一歩ということで出退勤管理システムを導入するということです。 ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。
伊藤委員	自分でも自分の出退勤を見ることはできるのでしょうか。
教育総務課長	見るができます。
伊藤委員	自己管理もできるのですね。
教育長	問題は、過労死ラインが８０時間と言われていますが、軽く８０時間を超してしまう職員がたくさんいます。それを適正な時間に持っていくには、部活動のあり方を含めて考えていかなければなりませんし、あまりにも時間を意識しない働き方が教職員にありますので、教職員自身の意識を変えていかないと適正な勤務時間にはならないと考えています。 根本的なものも含めてこれから検討していく予定です。 この出退勤管理システムについてよろしいでしょうか。
各委員	(了承)
教育長	続いて、給食センターの解体につきまして質問はいかがでしょうか。 この解体の完了予定は、来年８月末を予定しております。 そのあとにプレハブであれば、来年度中に上野台小学校の増築部分をそこに設置する予定です。プレハブであればということですが、もし鉄筋コンクリートのものであるともう一年かかってしまいます。 この件について、よろしいでしょうか。
各委員	(了承)
教育長	続いて債務負担行為の設定見積もりについていかがでしょうか。 教育総務課長、債務負担行為について先程の補正予算と趣旨が違うので、債務負担行為がどのような意味をもっているのか説明をお願いします。
教育総務課長	A L Tの委託契約は、平成２８年度から平成３０年度の３年間の契約で、契約した分を実行しますという、予算の資金的な裏づけを事前にとっておくための行為です。
教育長	設定がないと、業者にとっては平成３０年度も人材を確保するに当たっ

富田教育長職務代理者	ての裏づけがないので、債務を保証することが債務負担行為です。 業者に確実にお支払いするということを明確に示すということです。 御質問はございますか。 先程の教育総務課長の説明の中で、2, 372万2千円から1, 760万1千円となり、19人から17人に変更していますが、学校には影響はないのでしょうか。
教育長 学校教育課長	学校教育課長、お願いいたします。 学校教育課の榎本でございます。お答えいたします。 今回は新たな学習指導要領で、小学校で新たに高学年での英語が教科として実施されることになります。それまで高学年でやっていた外国語活動が小学校3、4年生に下りてくるので、学校でALTが必要とされる時間が多くなるということがあります。 それに伴って19人、1校1人必要だと要求してきたのですが、平成30年、31年の1年については、時間数が完全実施ではなくそれぞれ15時間ずつの増ということで、文科省から2年間の措置が出ています。ですが、授業だけやればよいというわけではなく、この2年間で完全実施に向けて指導計画を練ったり、いろいろなことを準備していかなければなりません。 よって、学校の規模に関わらず、1校に1人必要だというのが、私たちの主張でしたが、実際には市内には大規模校と小規模校がありまして、財政では比較的規模の小さい学校は、1人のALTを2校で運用するようにしてもらえないかということになりました。 私たちも当初は小さい学校2校くらいで、1人減くらいかと思っていたのですが、2人減ということですので、これからどの学校を対象にして組み合わせをしようか研究しながら進めていきたいと思います。
教育長 教育長 各委員	よろしいでしょうか。全く支障がないというわけではなく、ある程度の支障は出るけれども、移行期間中に関してはそれでいくということですが、完全実施になった場合には、1校に1人配置してほしいというのは、教育委員会から要望を出しています。 他に御質問はいかがでしょうか。 (質疑なし)

教育長	報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、報告の内容のとおり了承いたします。
	○発議
教育長	以上で、あらかじめ付議された議案及び報告事項の審議を終了しますが、ここで委員の皆様にお諮りします。 ただ今から、本市の小中学校の通学区域の現状について、委員の皆様の御意見を伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。
各委員	(了承)
教育長	ありがとうございます。 では、「本市の通学区域についての自由討論」として日程に加え、直ちに議題といたします。
	○本市の通学区域についての自由討論
教育長	本市の小中学校の通学区域は、お手元に配布しました資料のとおりです。 昨年度、若干修正した以外は、合併前から変更していません。 そこで、本日は、通学区域の現状について問題と思われる点等、日頃、委員の皆様がお考えになっていることを自由に御発言いただければと思います。 よろしくお願いいたします。 東武東上線の左側の黄緑で表示した部分、丸山から黄緑の部分が茶色に、半島のように伸びている、それから青い部分の西小学校区に鶴ヶ丘小学校区の肌色の三角形の部分が伸びています。セブンイレブン、鶴ヶ舞地区に伸びているところですが、ここが不自然な箇所です。 ここは、旧大井町と旧上福岡市の旧市町境と呼ばれていた場所です。これが合併当初からそのまま残っています。本来ですとこれがもう少しすっきりとした形になればよいのですが、当時はなかなか踏み込めず、市町境が残ってしまいました。ただし、合併から暫くは、特例として緑色の部分の丸山地区の子供たちが、亀久保小学校、大井東中学校に通えるような特例措置がありましたが、特例の時期が終わっています。ただ、兄弟が残っ

	ている場合には、特例がそのまま引き続いているということになります。 その上の鶴ヶ舞の地区には、ほとんど児童がおりません。各御家庭が高齢化された御家庭が多いということで、特例措置や市町境で西小に通うということはほとんどありませんでした。 お配りした資料で、大井東中学校の区域で平成26年度以降の指定校変更数及び内訳が書いてあります。部活動による中学校の指定校変更がありますが、通学区域とあまり関係ありませんが、教育上の配慮というところでの中身が、通学区の変更が多いということになっています。 南台二丁目、先程の丸山地区からの指定校変更で、亀久保小学校に通っている者が20名、大井東中学校に通っている者が17名います。 来年度入学する者は、指定校変更が8名、亀久保小学校は出ていて、そのうち7名が該当し、許可しています。 大井東中学校は、5名中5名います。毎回毎回、指定校変更をする理由が、ここにある訳ですので、抜本的に考えていく必要があると思います。 指定校変更の理由が、1番は通学上の安全、東武東上線の左側の地区の子供たちは踏み切りか、ガードの下を通ることになりますが、このガードの下が朝、通行量が多くて危ないという保護者の思いがありまして、指定校変更になっております。 指定校変更にせざるを得ないということにつきましては、申請があれば了承して許可を出しているところであります。ここで抜本的に学区について見直す必要があるのではないかと思います。 他にも通学区域、学校規模の適正化については、まだまだ他の地区につきまして、開発途上の部分もありますので、まずは、子供の通学の安全を図っていくということで、亀久保小学校、駒西小学校の扱いについて、今後検討していく必要があるのではないかと思います。 是非、委員の皆様の自由な御意見を出していただければと思いますが、いかがでしょうか。
伊藤委員	他の所で、福岡小学校の所で少し飛び出ている所がありますが、ここは問題はないのでしょうか。
教育長	学校教育課長、ここについてはいかがでしょうか。何か要望等、現実に出ていることはありますか。

学校教育課長	お答えいたします。現在この地区から通っている児童はおりますが、特に交通事情において指定校変更の要望は出ておりません。
教育長	おそらく交通事情というと、線路をまたぐということが、一番大きな視点かと考えられます。
	東原小学校区も線路をまたぐ所がありますが、比較的安全なルートが確保されているかと思います。
塩野委員	駒西小学校の丸山地区では何人の指定校変更がいますか。
教育長	学校教育課長、いかがでしょうか。
学校教育課長	丸山地区だけでは、3名です。
塩野委員	東上線を境に、丸山地区は全体でどのくらいの人数がいるのでしょうか。
学校教育課長	小学生40名になります。
教育長	40名のうち、現在、指定校変更をしているのは何名ですか。
学校教育課長	3名です。地図を見ると丸山としか書いてありませんが、その上に南台二丁目があります。どちらかというと、指定校変更で申請を出してくる御家庭は、南台二丁目にお住まいの方が多いです。
教育長	青いセブンイレブンと書いてあるところの下ということですね。
学校教育課長	はい。
教育長	それから半島のように突き出した所。
	そうすると、どこから線引きをしてということが、これから出てくるのですが、これから学区の見直しの検討委員会を開きながら変えていくことになります。
塩野委員	駒西小、亀久保小も適正な人数で収まっているのでしょうか。
学校教育課長	学級数に関しては、どちらの学校も適正規模の学級数ですが、今後の推計を見た場合、亀久保小学校はどちらかというと横ばいになっていきます。
	駒西小は、若干増加の学校という形になっております。
教育長	他に御意見いかがでしょうか。
富田教育長職務代理者	自由討論ということで、旧ヤマハの工場のところで協議会が開催されましたが、同じように、亀久保小と大井東中学校のところで、そういったことを立ち上げるというふうに理解してよろしいのでしょうか。
教育長	もし、委員の皆様から見直す必要があるということであれば、まずは、学区審議会を開きます。学区審議会を開いて学区を変更することに関して

富田教育長職務代理者	の諮問内容に関して御了解が得られれば、諮問をしていただいて、そしてその諮問に基づいて教育委員会で最終決定するということになります。 ただし、その前に、教育委員会だけではなく、街づくりのこともありますので、市長部局とも協議しながら進めて参りたいと思います。 将来的には、小中一貫校、義務教育学校も見越して、最終的にはそういったことを見越して、学区を編成していく必要があろうかと思いますがいかがでしょうか。
教育長	小中連携に関しては、本市も他市と同じように取り組んでいるところですが、一貫校が作られるとするとかなり特殊な例になってきます。 廃校寸前の所が一貫校にしているというケースが多いです。積極的な意味での小中一貫を進めて特別な教育課程を組んでいるような、そういう事例はふじみ野市のような自治体の規模ではなかなかない。消極的な理由から統廃合の1つの方策としての一貫校はありますが、小中一貫教育を積極的に進めるという点での一貫校は、本市の場合はまだまだ難しい部分があります。 例えば、廃校になるような人口減少になってくると、そのような事態が生じてくるのですが、それとは違う積極的な意義を見出す小中一貫校を作るとなると、他の学区との公平性を保つ意味では、このような小さな一自治体では難しいのかなと思います。 小中一貫校の目的が私は2つあると思います。積極的な意義と消極的な意義で、他自治体において今行われているのは、どちらかというと消極的な意義での小中一貫が多いので、ふじみ野市のような人口増の自治体が小中一貫校を作るとなると難しいと思います。 学区の再編については、旧市町境の解消に重点を置いた取り組みになっていかざるを得ないと思っております。将来的なもっと大きな視点でといったところまでは踏み込めないと思います。 他に御意見いかがですか。
山城委員	子供会に携わっていますと、1つの町会・自治会で小学校が2つになるというのは、スケジュールの調整等が大変で、打ち合わせ等に関しても苦勞している現状があります。第一は安全面だと思いますが、なるべく町会・自治会を割らないような学区編成にさせていただいたほうが良いかと思いま

教育長	す。市子連の事務局が以前、５、６年前に自治会に子ども会が存在するかアンケートをとりましたが、回収率が悪くて参考になりませんでした。 ふじみ野市では、どこに子供会が存在しているかデータがないので、いずれ市にお願いして子供会の調査をしていただきたいと思います。 子供会が減っている状況で、コミュニティの中では子供会はとても大切な存在なので、その辺も考慮していただけると嬉しいと思います。 これから進めて行くコミュニティスクール、本市の場合、地域協働学校においても自治会・町会等との結びつきが非常に重要ですので、今のようなことも含めて考えていかなければいけない。 そして、それと同時に子供の通学上の安全を考えていかなければならないので、どこかでバランスを取りながらやらざるを得ない部分もございます。ただ、コミュニティを割るようなことだけはしたくないというのが思いとしてはあるのですが、調整を図りながら進めて行く必要があるかと思っています。 小学校の話をしましたが、大井東中学校の場合は、亀久保小学校と鶴ヶ丘小学校の卒業生が大井東中学校に行くということですが、学区の見直しをすると、亀久保小学校の児童になった場合は福岡中学校ではなく、大井東中学校に学区が変わるということになります。
塩野委員	他にいかがでしょうか 亀久保小の近隣が今一番発展してきているので、住宅もたくさん建ってきたり、農家の方がマンションを建てたりしているので、将来この人口が増えてくることはあるのでしょうか。
学校教育課長	今後１０年間のことでしか言えませんが、亀久保小学校区につきましては、児童数は横ばいです。あまり大きな変化があるとは見込まれていません。
教育長	横ばいとは自然増であって、現在建っているマンション等の状況です。平成３２年の生産緑地の関係で、解除になった場合の社会増は見込んでいませんので、未知数の部分があります。国の生産緑地の取扱いによっては、もう一回大きな見直しが必要になってくると思います。
塩野委員	私も以前に東原小から東台小に学区編成をするのに携わったのですが、住民の方々も別れるのが難しいのですが、将来的にある程度の人口増

教育長	をちゃんと見ておかないと東台みたいに少なくなってしまうので、学区を切るといって東台の時は、砂川堀があったのですが、きちんと考えないと何十年後かにいろいろな問題が発生してくるかと思います。 今の段階で、生産緑地の見直しが難しく、読めない部分が多いため自然増の中だけの結果を見ていくしかないかと思います。 今の学校教育課長の説明ですと亀久保小、駒西小を変更したとしても横ばいか両校とも同じような伸びになるかと思います。 上野台小学校は児童増に伴い、プレハブ建築か鉄筋コンクリート建築か明確にはなっていませんが、増築での対応となっています。 他にいかがでしょうか。
各委員	(なし)
教育長	それでは委員の皆様の御意見に基づきまして、どのように切るかは別にして、見直す必要があるということで御意見をまとめさせていただいてよろしいでしょうか。
各委員	(了承)
教育長	来年度以降、学区についての見直しの具体化を諮ってまいりたいと思います。 定例教育委員会会議においてこのような自由討論を行うのは前回に引き続いてですが、教育上重要なテーマにつきましては、今後もこのような場を設けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 今回は私から提案してきましたが、次は是非委員の皆様からもテーマを積極的に寄せていただきたいと思います。自由討論の時間を設けて行きたいと思いますのでよろしくお願いいたします。 それでは自由討論を終わらせていただきます。 ○各課からの報告
教育長	では次に、各課から別件で報告しておくべき事項がありましたらお願いします。 (教育総務課長、大井図書館長、大井中央公民館長、学校給食課長、上福岡歴史民俗資料館長、社会教育課長：報告)
教育長	ありがとうございました。

